

議第77号 呉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方税関係書類における押印義務等の見直しに係る国の技術的な助言（以下「技術的助言」といいます。）を踏まえ、呉市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」といいます。）の審査手続における押印義務の見直しをするものです。

2 改正の内容

固定資産税の納税者は、その納付すべき固定資産税に係る固定資産（土地・家屋・償却資産）について、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、委員会に審査の申出をすることができます。

当該審査申出人及び関係者（以下「審査申出人等」といいます。）は、審査申出書及び口述書に押印をすることが義務付けられていますが、技術的助言を踏まえ、審査申出人等の負担軽減及び利便性の向上の観点から、当該審査申出書及び口述書への当該審査申出人等の押印を不要とします。

また、これにあわせて、当該委員会の書記が作成する調書についても、事務の簡素化を図るため、委員等の押印を不要とします。

3 押印を廃止する書面

- (1) 審査申出人が提出する「審査申出書」
- (2) 口頭審理において関係者が提出する「口述書」
- (3) 委員会の書記が審査の手続において作成する「調書」（口頭意見陳述調書、口頭審理調書、実地調査調書、議事についての調書）

4 施行期日

公布の日